

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 7 月 定 例 会 ——

平成19年7月27日（金）

開催日時 平成19年7月27日（金） 午後2時00分～午後4時00分
開催場所 市役所5階505会議室
出席委員 堀内敏宏委員長
小池貞雄委員長職務代理者
伊藤文代委員
吉田昌子委員
坂井康宣教育長
説明のための出席者 昼間守仁教育部長
山田裕教育部理事兼指導課長
阿部和生教育庶務課長
大澤一美学務課長
永田達也学務課長補佐
相浦和行指導課長補佐
有馬哲雄生涯学習推進課長
大平真一生涯学習推進課長補佐
武藤真仁体育課長
島林正美公民館長
蛭田廣一図書館長
仙北谷仁策指導主事
書 記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任
傍 聴 者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○堀内委員長

ただいまから教育委員会の7月定例会を開催いたします。

はじめに、小平市教育委員会会議規則第3条第4項に基づき、議題を日程に追加いたします。
協議事項としての資料がございますので、御承知おきください。

（署名委員）

○堀内委員長

次に、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、吉田委員及び私、堀内で
ございます。

それでは、議題に入ります。

(教育長報告事項)

○堀内委員長

はじめに、教育長報告事項です。

教育長報告事項（１）学校給食における中国産キクラゲの使用について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（１）学校給食における中国産キクラゲの使用について、報告いたします。資料はございません。

去る7月4日に横浜市教育委員会において、給食の食材に使用する予定だった中国産キクラゲから基準値の約2倍の残留農薬が検出され、キクラゲの使用を中止する旨の報道がありました。また、7月6日においては、三鷹市教育委員会がキクラゲの使用を中止したとの新聞報道がありました。

小平市教育委員会の対応といたしましては、現在、使用している中国産キクラゲは、残留農薬検査では不検出との報告を厚生労働省登録検査機関、株式会社キューサイ分析研究所中央研究所より受けているものでございますが、検査の対象が全品について実施されているものでないことから、安全性が確認されるまで、中国産キクラゲの使用について7月11日より当分の間、中止いたしております。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（２）小平市立小・中学校における発達障害の児童・生徒への支援のあり方検討委員会報告書の提出についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（２）小平市立小・中学校における発達障害の児童・生徒への支援のあり方検討委員会報告書の提出について、報告いたします。資料No.1をごらんください。

本検討委員会におきましては、特別支援教育の実施にあたり、通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒の支援策について検討するため、学識経験者、学校関係者、保護者及び一般市民の委員により、昨年7月より5回にわたって検討を進めてまいりました。

検討委員会におきましては、委員それぞれの立場から活発な意見が交わされ、議論のまとめとして、御手元の報告書のとおり、本年6月29日に、武富美知子委員長より提出を受けたところでございます。

報告書におけるさまざまな提案につきましては、十分に尊重し、すでに学校及び教育委員会において行っている特別支援教育への取組とのすり合わせを行い、特別支援教育の推進をさらに図ってまいります。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（３）図書館情報管理システム更新のための臨時休館についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（３）図書館情報管理システム更新のための臨時休館について、報告いたします。資料No.2をごらんください。

はじめに、図書館情報管理システムは5年リースで運用しておりますが、本年10月にリース期間が満了となりますことから、システムの更新を行うものです。

この更新作業と蔵書点検のために、10月12日金曜日から同月19日金曜日までの8日間を、特別整理期間として臨時休館いたします。

今回のシステム更新作業は、機器の入れ替えとともにシステムの変更も行うため、すべてのオンライン業務を停止いたします。

また、この業務停止に伴う学校図書館システムも停止することになり、学校図書館で関連する作業も一時できなくなりますことから、9月の校長・副校長合同会議や図書館と学校図書館との連絡会議等で連絡をするとともに、今後とも十分な調整をした上で進めてまいります。

さらに、例年6月に休館日を設けて実施している蔵書点検ですが、休館日を必要最小限といたしたいと考えまして、本年度はこの10月のシステム更新の時期にあわせて全館一斉に行うことにしております。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（４）平成19年度学校図書館支援センター推進事業について。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（４）平成19年度学校図書館支援センター推進事業について、報告いたします。資料はございません。

本事業につきましては、平成18年秋より国の委託事業として市予算に計上せずに実施してい

たところですが、平成19年度については6月市議会で補正予算として予算化され、本事業を市の事業として本格的に実施することになりました。

なお、教育委員会の5月定例会でもお知らせしましたが、中学校8校の学校図書館協力員につきましては、採用決定の後、7月4日水曜日から同月6日金曜日までの3日間で研修を行い、7月9日月曜日より配属先の各中学校で仕事を開始したところです。

また、小・中学校全校を対象とした教科学習に必要な図書を図書館から学校に貸し出しするための搬送について、7月18日から開始しております。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（5）第68回国民体育大会における会場の選定についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（5）第68回国民体育大会における会場の選定について、報告いたします。資料No.3をごらんください。

第68回国民体育大会は、6年後の平成25年に東京都で開催されますが、去る7月9日月曜日に石原都知事を実行委員長とする東京都準備委員会総会が開催され、各競技の会場の選定において、別紙のとおり、小平市ではバレーボール競技が市民総合体育館において実施されることになりました。

今後、日本バレーボール協会による正規視察などを経て、東京都と開催にかかる合意書を締結する予定です。

また、次年度をめぐりに、小平市においても準備委員会を発足させ、本格的な準備に入る予定でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次は、教育長報告事項（6）寄附の受領についてです。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（6）寄附の受領について、報告いたします。資料No.4をごらんください。

〔I〕は、春琴会様から、大正琴9台、28万3,000円相当を、小平第十一小学校教具備品としての御寄附でございます。

〔Ⅱ〕は、小平第七小学校P T A様から、体育マット3枚、6万3,810円相当を、小平第七小学校教具備品としての御寄附でございます。

それぞれ有効に活用させていただきます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（7）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（7）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。

前回の報告以降に決定したものは、資料No.5のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○堀内委員長

阿部教育庶務課長、お願いします。

○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、9件でございます。

初めに、受付番号（33）。事業名、映画「ゼロからの風」&舞台挨拶。主催団体、早稲田大学校友会三多摩支部北部ブロック。実施期日、平成19年9月1日。会場は、ルネこだいら大ホールでございます。今回初の承認で、事業内容は、映画「ゼロからの風」の上映と、この映画のモデル鈴木共子さんからかけがえのない命の尊さ、重みのお話を聞くというもので、上映協力券1,000円が必要でございます。

次に、受付番号（34）。事業名、2007青少年のための科学の祭典 東京大会 in 小金井。主催団体、2007青少年のための科学の祭典 東京大会 in 小金井実行委員会。実施期日、平成19年9月9日。会場は、東京学芸大学でございます。今回初の承認で、事業目的と内容は、科学の実体験を通じて児童・生徒の科学への興味関心を高め、若者の理科離れに歯止めをかけ地域の教育力を高めるために、児童・生徒を主対象にした科学に関係した実験、実習を行うというもので、参加無料でございます。

次に、受付番号（35）。事業名、劇団四季ファミリーミュージカル「ふたりのロッテ」。主催団体、劇団四季。実施期日、平成19年10月21日。会場は、ルネこだいらでございます。今回初の承認で、事業内容は児童劇公演の傑作として児童福祉文化賞に輝く家族向けのミュージカル「ふたりのロッテ」を公演するというもので、入場料は大人3,000円から5,250円、子ども1,500円から3,150円でございます。

次に、受付番号（36）。事業名、2007夏一児童協 児童・青少年演劇フェスティバル。主催団体、日本児童・青少年演劇劇団協同組合。実施期日、平成19年7月21日～平成19年8月12日。会場は、東京都児童会館でございます。毎年承認しており、入場料は1,000円から3,300円でございます。

次に、受付番号（37）。事業名、第六回心とからだの健康セミナー市民公開講座。主催団体、ストレス対策委員会。実施期日、平成19年11月25日。会場、武蔵野公会堂でございます。毎年承認しており、参加費は2,000円でございます。

次に、受付番号（38）。事業名、伝統文化こども教室 小平こどもお囃子民舞教室。主催団体、武蔵野和太鼓集打だっ鼓連。実施期日、平成19年7月7日～平成20年1月末日。会場は、小平第六小学校音楽室でございます。今回初の承認で、事業内容は篠笛を習得し、和太鼓を生かし、自分たちのお囃子をつくる。またソーラン節、エイサーを踊れるようにして、日本の祭りを感じてみるというもので、7月から来年1月まで15回開催され、参加費は無料でございます。

次に、受付番号（39）。事業名、特別講演会「国際協力と日本の教育」ーモンゴルプロジェクト。主催団体、国立大学法人東京学芸大学。実施期日、平成19年10月16日。会場は、東京学芸大学でございます。今回初の承認で、内容はモンゴル国子ども達の発達を支援する指導法改善プロジェクト経過報告及び特別講演で、参加費は無料でございます。

次に、受付番号（40）。事業名、平成19年度一橋大学秋季公開講座。主催団体、国立大学法人一橋大学。実施期日、平成19年9月29日～平成19年10月27日。会場は、一橋大学国立キャンパスでございます。毎年承認しており、講習料、各講座6,200円が必要でございます。

終わりに、受付番号（41）。事業名、青少年フォーラム。主催団体、言語交流研究所 ヒップファミリークラブ。実施期日、平成19年10月27日。会場は、ルネこだいらでございます。今回初の承認で、事業内容は公立高校交換留学参加者を中心に経験談を紹介し、多言語の自然習得の体験を発表するというもので、参加費は無料でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次は、教育長報告事項（8）事故報告Ⅰ（6月分）についてです。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

6月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.6のとおりでございます。詳細につきましては、山田教育部理事より説明させます。

○堀内委員長

山田教育部理事、お願いします。

○山田教育部理事

6月分の事故報告Ⅰについて報告いたします。

はじめに交通事故です。管理下の交通事故は小学校で1件、管理外では小学校で1件ございました。

事故の内容についてです。

①小学校2年生男子が、アパートの敷地内から道路に出たところ、自転車に衝突し右肩、肘、膝を打撲したというものでございます。

②小学校3年生女子が、交差点手前の車道を横断中に自動車に接触、鼻骨部と右臀部の打撲、左上腕部挫傷を負ったというものでございます。

次に、一般事故についてです。まず登下校時でございます。

①小学校2年生女子が、登校中、歩道の点字ブロックとアスファルトの隙間につまずき、転倒し前歯の一部を欠損したというものでございます。

次に休み時間、放課後等でございます。

②小学校5年生男子が、休み時間中、ドッジボールが指にあたり、左手小指を骨折したというものでございます。

③小学校4年生女子が、休み時間中、ポートボールが指にあたり、左手人さし指を骨折したというものでございます。

④小学校6年生男子が、休み時間中、自分の足につまずき、倒れたときに左手首を捻挫したというものでございます。

⑤小学校5年生男子が、休み時間中、木製遊具から落下し、下顎と口内に傷を負ったというものでございます。

⑥小学校1年生男子が、休み時間中、上級生の腰に激突し、眼下底を骨折したというものでございます。

⑦小学校5年生男子が、放課後、土ならし作業を手伝っていた児童に教師のスコップが当たり、左目下に傷を負ったというものでございます。

⑧小学校1年生女子が、休み時間中、かくれんぼの際に転び、左足首を骨折したというものでございます。

⑨小学校2年生男子が、清掃指導中、濡れた廊下を走り転倒し、後頭部に打撲を負ったというものでございます。

次に、授業中の一般事故でございます。

⑩小学校3年生男子が、給食準備中、背後の児童に気づかずに席から立った児童の頭が歯にあたり、前歯を折ったというものでございます。

⑪小学校1年生女子が、体育の授業中に手つなぎおにでぶつかり、下顎に切り傷を負ったとい

うものでございます。

⑫小学校1年生女子が、生活科の授業中、松ぼっくりがあたり、左目に傷を負ったというものでございます。

⑬小学校1年生女子が、体育の授業中、またぎ跳び越しで転倒し、左肘関節を骨折したというものでございます。

⑭小学校3年生男子が、遠足でおにあそびをしていたところ、他の児童にぶつかり転倒し、前歯の一部を欠損したというものでございます。

次に、クラブ、部活動中の事故でございます。

⑮小学校6年生女子が、科学クラブでべっこうあめ作りの実験中、溶けた砂糖を誤ってこぼし、右手の甲に火傷を負ったというものでございます。

次に、行事等の事故でございます。

⑯小学校6年生男子が、移動教室において、部屋で友だちとふざけていたところ手を踏まれ、右手親指の付け根を骨折したというものでございます。

次に、中学校での一般事故でございます。

授業中の事故でございます。

⑰中学校3年生男子が、保健体育の授業中、運動会で行うムカデ競争の練習中に先頭で転倒し、肘を打撲したというものでございます。

次に、クラブ・部活動中の事故でございます。

⑱中学校2年生男子が、野球部の守備練習中、転倒し、右腕を骨折したというものでございます。

交通事故、一般事故では先月との比較で2件の増加、前年度6月との比較では3件の減少でございました。

私の方からは、以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次の議題ですが、教育長報告事項（9）、並びに議題第8号と第9号につきましては、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容です。

後ほどお諮りいたしますが、これらにつきましては、非公開で扱いたいと存じます。

したいがいまして、教育長報告事項（9）を除きまして、その他の報告事項について、御質問、御意見等がありましたら、お出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○小池委員

ちょっと一点だけ。

発達障害のある児童・生徒への支援のあり方についてという報告書の中で、20ページの裏側に出ておりますけれども、年々急激に人数が増加しておるわけでございます。これについては何

か特別な理由というのがあるのかどうか、その辺につきましてわかれば教えていただきたいと思います。中学校は横ばいです。

○大澤学務課長

特別支援教育という方向の流れの中で、今まで普通学級にいた発達障害のお子さんたち、その方たちが通級の方へ流れてきたというような傾向ではないかと分析しているところでございます。

○小池委員

これは、副籍になっているんですね。

○大澤学務課長

通常学級はお住いの通学区域にあります、通常学級とは違う、通級の学級の学区域がございましてその学校に通うような形になっております。副籍ということではなくて、在籍校は通学区域の中の学校で、それで通級の学校区域の学校に通っていくということでございます。

○堀内委員長

発達障害という考え方自体が比較的新しいのではないかと思います、そういう観点で子どもたちを見直した結果、これはそうなんだなということで増えたという事情もあるのではないのでしょうか。

○大澤学務課長

委員長がおっしゃるとおりだと思います。

○伊藤委員

2つお伺いしたいんですけど。

今の同じ20ページのところで、まず一つです。上の3行のところ、「特別支援学級（通級）の増設とともに、特別支援学級（固定）の機能及び配置についても考慮し、全体計画を策定していくという視点も必要となります。」この部分は非常に重いものだと思います。この報告書を受けて小平市教育委員会としても今後のことを考えていかななくてはいけないわけですが、関連して、こういった増えたからどこかに通級をつくり、どこかに固定をつくりという、言葉は非常に悪くて恐縮ですが、場当たりのそういうものでなく、長期的あるいは中期的な計画のもとに、本当にここに書いてあるような考えのもとに計画を策定して実施していく必要があると思います。これに関しては、昨年の3月に小平市の第三次長期総合計画が出まして、その中に教育委員会のところで教育基本計画の策定を今後5年の間にするというのがありました。1年たちましたがまだそれには着手がなされていないんですけど、やはりそういったものにもこれが非常にかかわってくると思いますが、その教育基本計画の方がどうなっているかということ、まず

お伺いしたいと思います。

○屋間教育部長

平成18年度からの長期総合計画の基本計画の方に、5年間で教育の計画を策定するというスケジュールになっております。

それで、基本的には小平の基本となる行政計画が存在しないということから、総合的なものをつくる必要があるだろうという考えに基づいています。ここで教育基本法が改正されて、振興計画というのを国でつくって、それもこの中に取り入れるか取り入れないかということも含めまして、今後検討していくということで、余りにも国レベルでの動きが流動的なものですから、事実上18年度、19年度はちょっと手つかずの様子見ということで、教育委員会制度そのものの話も出てきているものですから、計画の前の段階ということで、もうちょっと見極めていきたいなと。

必ずしも、これを5年以内につくらなければいけないという義務ではないので、基本計画も振興計画も義務ではない、努力で一応書いてありますけれども、いずれ国なり東京都から示されて事実上、法定計画的につくられるとは思いますが、その辺も踏まえて市としてはちょっと総合的なプランをつくっていききたいというようなことをございます。

以上でございます。

○伊藤委員

2点目ですが、この特別支援のボランティアのところですが、議事録の41ページ上から2番目の委員の発言に、「ボランティアへの研修を明記した方がよい。」とありまして、それに対して「ボランティアに対して研修を行うことは実際のところ難しい面がある。」という発言がほかの委員から出ております。最終的に出ました報告書にはボランティアの方々に対しては一定程度の研修を行うことが必要ですということに落ち着いておりますけれども、実際のところ、やはりボランティアに頼らざるを得ない面ということが多くなってくると思うんですが、だからこそボランティアの研修が非常に必要かと思えます。ここにある「実際のところ難しい面がある。」という部分、その具体的なところと、それからこういう議論がなされたけれども、やはり研修の必要があるということで報告書に落ち着いたわけですが、研修をする見通しというものが立ったからととれるわけですが、その辺の議論の経緯を伺いたいと思います。

○屋間教育部長

ボランティアの関係については、例えば事故が起こった場合、善意の気持ちなり行為ではあっても事故が起こった場合に一体どうなるんだとか、そういうところも含めてボランティアで対応するということが非常に難しいところがあるのだという話です。

いわゆる純然たる官と民という話ではなくて、やはりその中間的な担い手としての役員なりボランティアというところが、存在価値が大きくなりますので、その辺がやはり一つの決め手にな

るのではないかというような話で、ここについてはそのようなことを意識した発言ではなかったように記憶しています。

以上です。

○堀内委員長

ありがとうございました。特別支援関係ではほかに。

○吉田委員

9ページにございます、「小平市における取組みの現状」と載っておりますが、この中で、教職員への研修、平成17年度に年8回行っているというふうに書かれております。その中で「より実践的・実務的な研修会」と書かれておりますが、これを少し具体的に、どのように実践的にやっておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

○山田教育部理事

特に特別支援教育の研修といいますと、どちらかというとなりざりな研修が主でございました。しかしいわゆる事例研究と呼んでおります、具体的な事例に基づく研究などを計画的に進めていくことがより実践的な研修ということで、専門家等を含めて具体的な事例に基づく研修を今進めているところでございます。しかし詳細な研修の中身については今手元にはございませんので、また別の機会に御報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○吉田委員

やはりどうしても書類上だとか、関係者を招いての講義を受けたりとか、そういうことはよくあると思うんですけど、実際にその先生方が現場といいますか、クラスに出かけて行って授業を一日やってみるとか、そういったことは考えておられないのでしょうか。

○仙北谷指導主事

お答えいたします。小平市では巡回相談をすでに行っておりまして、一昨年度、昨年度あたりは大学の先生が巡回相談をやっておりました。これは学校では年に1回か2回程度というようなことでしたが、今年度は巡回相談員を小平市で3人配置いたしまして、その方たちに学校ごとに分担を決めて、一つの学校について5、6回継続的に行けるような体制をとりました。

その中で具体的に子どもの様子を見たり、あるいは校内委員会というもので、先生たちと実際に、先ほど理事が話をしました事例に基づく話をする、そういう中で具体的な研修を進めているというものです。

それからもう一つは、従来、割と発達障害そのものの、つまり知識としての研修が多かったのですが、やはり実際の授業の中でどのようにして取り組んでいくのかという、より実例を挙げ、

授業に生かすような、そういう研修会を学校ごとに少しずつやり始めているといった現状がございます。

今年度は、夏に特別支援教育の研修会を悉皆でやりますけれども、そこでもその巡回相談員の先生に学校で巡回していただいたときの事例等を使って、また市内の先生に話をさせていただくというような系統性を持たせて計画をしております。

以上です。

○堀内委員長

ありがとうございました。

非常に多岐にわたる対応を必要とされるということも、この報告書を拝見してもわかるわけですが、その中でも特に緊急性のあるもの、あるいはこの点については相当取組が難しいと思われるもの、いろんなものがあると思いますけれども、緊急課題としてはどんなものが今のところあるのでしょうか。

○山田教育部理事

特別支援教育の実施が今年度4月よりスタートいたしましたので、第一には、学校の体制、組織づくりが緊急課題かと思っております。校長・副校長合同会議等ではこのことについては指導、助言をこれまでもしてまいりました。もっとも学校の中心となるコーディネーターと呼ばれる教員を中心とした、この組織体制がまず大事かと思っております。

2点目に専門家による助言をどのように学校の中で生かしていけるか、やはりこれも第一点目に申しあげました学校の組織があつてこそ生かせるものでございますので、もっとも緊急かつ重要なのは学校の組織、体制づくりかと思っております。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

これは養護学校ですとか、そういうところの専門職員の方が、先ほどおっしゃっていましたが巡回的なものも含めて、小平の学校に来て、直接いろんな形で指導してくださるというような機会はかなりあるのでしょうか。

○仙北谷指導主事

お答えいたします。

東京都では、都内のそれぞれのエリアでセンター校として都立養護学校を指定しているのですが、小平市におきましては、都立小金井養護学校がセンター校の役割をいたします。

都立小金井養護学校には小平市担当のコーディネーターがおりまして、その先生は小平市の小・中学校に週に1度くらいは来られるような、そういう体制を都立小金井養護学校では組んで

おります。

ですから、小平市側としても、その先生を具体的にお呼びしてコーディネーターのあり方であるとか、あるいはもう少し細かく言いますと、個別指導計画の立て方とか、そういったことを具体的に実践的に学ぶ機会を得ることができます。

以上です。

○堀内委員長

ありがとうございました。

特別支援についてはよろしゅうございましょうか。それ以外で御質問、御意見等ありましたら、どうぞ。

国体の会場が小平市にも来るというような話もありましたが。

バレーボール会場は市民総合体育館を使うわけですけれども、それに備えて何か、改修とか予算措置を含む何らかの対応は必要なんではないでしょうか。

○武藤体育課長

バレーボールについては御案内のとおり市民総合体育館で行われますが、この10月に日本バレーボール協会の中央競技団体正規視察というものがあるのですが、それである程度、指摘を受けることになろうかと思えます。その前段で一昨年に東京都バレーボール協会の方が会場に視察に見えまして、今のところ受けている指摘としては、ちょっと暗いのではないかと。現行で1,000ルクスあるのですが、1,200ルクスくらいほしいという話を伺ってまして、それが電球の交換だけでできるのか、もう少し大掛かりな整備が必要になるのか。あとは、仮設のスタンドが当然必要になりますのと、それと選手の控え室ですとか。国体に関しては行幸啓とかお成りがありますので、そうした方々のための場所も用意しなければいけないということで、今後いろいろな改修計画は出てくると思います。

東京都から2分の1補助という形で進めますので、今後改修していきたいと思っております。

○堀内委員長

わかりました。

そのほか御質問等ありましたら、どうぞ。

よろしゅうございますか。

ーなしの声ありー

○堀内委員長

それでは以上で、教育長報告事項（9）を除く、報告事項についての審議を終わります。

(議案)

○堀内委員長

次に、日程を変更して、議案を先に審議いたしたいと存じます。

議案第7号、平成20年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

議案第7号、平成20年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、説明いたします。

教科用図書の採択の権限につきましては、公立学校におきましては、所管の教育委員会がこれを行うこととなっております。

通常の学級で使用する教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令に基づき、小学校では平成20年度まで、中学校は平成21年度まで、同一の教科用図書を採択することとされていますが、小・中学校特別支援学級で使用する一般図書については、児童・生徒の発達段階を考慮し、毎年採択替えを行っております。

小平市特別支援学級教科用図書に関する調査・研究でございますが、各特別支援学級設置校において、検定教科書、文部科学省著作教科書及び一般図書の調査・研究を行い、小平市特別支援学級教科用図書審議委員会委員長に報告を行いました。

この報告を基にして、平成19年7月6日に同審議委員会を開催し、7月11日、委員長の小平第二中学校、小松信也校長から建議があったものでございます。

詳細につきましては、山田教育部理事から説明させます。

○堀内委員長

山田教育部理事、お願いします。

○山田教育部理事

特別支援学級用の教科用図書につきましては、今、坂井教育長から説明がありましたように、児童・生徒の発達段階や障害の程度、また学習の定着状況等の観点から、教科によって文部科学省検定済みの教科書を使用することが適当でない場合は、他の適切な教科書を使用することができるとなっております。

この場合、検定教科書以外の教科書というのは、二つございまして、一つは、特別支援学校や特別支援学級用に作成された文部科学省著作の教科書です。もう一つは、市販の図書を教科書とする、いわゆる学校教育法107条に規定されました107条図書でございます。

資料の中に2種類リストがございますが、表の右端に学校名が記されているリストがございますので、ごらんいただきたいと思います。例えば、小平第一小学校の国語、「ゆっくり学ぶ子の

ための「こくご」となっておりますが、これは、市販の一般図書です。その下、小平第二小学校は、こくご☆、または☆☆となっておりますが、これは文部科学省の著作教科書です。小平第五小学校の「五味太郎・言葉図鑑1 うごきのことば」などは一般図書ということになります。このような、一般図書で教科の教材とするものを107条図書と呼んでおります。

今回の採択は、文部科学省検定済みの教科書を含め、文部科学省著作教科書と一般図書である107条図書の採択でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

それでは質疑に移ります。何か御質問ありませんか。

特にありませんか。

—なしの声あり—

○堀内委員長

それでは、質疑を終結して、討論に入ります。御意見いかがでしょうか。

—討論省略の声あり—

○堀内委員長

特にございませんでしたら、討論を省略して、採決を行います。

議案第7号、平成20年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

—異議なしの声あり—

○堀内委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

(協議事項)

○堀内委員長

冒頭で申し上げましたように、本日の議題に追加をさせていただいた、協議事項(1)「地域児童見守りシステムモデル事業」推進の要望について、を議題といたします。これにつきましては、私の方から説明をさせていただきます。

この地域児童見守りシステムモデル事業と申しますのは、電子システムを使って子どもたちが

出入りするいろいろな施設、例えば学校ですとか、図書館、公民館その他児童センターいろいろあると思いますが、そういうところで子どもたちがどのように、どこからどこへ移動して、いつそこを出たかというようなことが、電子的にキャッチできるシステムをモデル事業として導入して、そのことによって児童たちの緊急の課題であります安全の確保を図るとというのが趣旨でございますが、これにつきましては今年に入って割合早い時点だったと思いますが、私は坂井教育長からお話を伺っておりましたし、その後この委員会の懇談会等においても数回取り上げられまして、教育委員の間ではどちらかといえば推進の方向で考えておりました。

しかし先月でございましたが、この件につきまして市当局の方はこの事業から撤退したいという御意向であるということをお伺いしました。教育委員会が所管している教育事業と関連するものでございますので、それが市当局の方からあらかじめこういうふうにしたという御意向を伺うのはやや釈然としないと感じていたところですが、つい先日このモデル事業の実施を希望しておりました小平第八小学校地域の小平第八小学校の校長、青少年対策八小地区委員会の会長の井戸雅子さん及び八小地区子どもみまもりネットワークの事務局長の麻生さんの連名で私の方に、御手元の資料にございますような要望書が提出されてまいりました。

これはお読みいただければわかるわけですが、簡単に申しますと、この事業を推進したいということでいろいろ説明会等も開き進めておりましたところ、市の方からこの事業について市は撤退するという御説明を受けて困惑しておるといふこと、及び地元の保護者を含め地域の方々はこの事業を進めたいという意向が非常に強いと。ここにアンケート結果等もございますが、意見を求められた80%以上の方がやってほしいという意向であるといふようなことが、この要望書に書かれております。

また、もう一つの対象となる小平第六小学校、ここにおきましてもアンケートをとりましたところ80%以上の希望があるということがわかっております。

したがって、私ども教育委員会としては、この問題についてまだ正式な態度表明をいたしておきませんので、この際、教育委員会としてはどう考えるかということをお協議の中で、皆様から明らかにしていただければと思っております。御提案申し上げた次第でございます。

そこで、この事業について坂井教育長を含めて事務局から事業の実態やスケジュール、それに伴う所要の措置がどんなものであるかといったようなことを中心にお話を伺って、それから私ども教育委員会としてはどう考えるかということをお協議してまいりたいと存じます。

それでは、御意見というよりも御質問かと思っておりますけれども、ありましたらお出しいただきたいと思っております。

○小池委員

では口火を切らさせていただきます。

この事業につきましては、今まで何回か断片的には伺っておるのでございますけれども、全体としての経緯だとか、それからねらいは大体わかりますけれども、予測される効果だとか、あるいはそれによって起こる、いろいろな課題が出てこようかと思っております。課題だとか、そういうこ

とにつきまして、もう一度整理をしてお話をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○坂井教育長

経緯と課題と、2番は何でしたか。

○小池委員

経緯と課題、それから予測される効果だとか、ねらい。ねらいは大体わかりますけれども。

○坂井教育長

経緯といたしましては、平成16年に地域子ども教室を開設するにあたって、安全管理者を置かなければいけないという事業の内容がございましたので、当時、防犯安全、あるいは災害等の緊急対応についていろいろと研究なさっている堀口さんという方をお招きして、その対象者の方たちに集まって、一部デスクワーク的な研修も含めた講演会を開いた経緯がございます。

非常に話が具体的で、皆さんもわかりやすかったということで、翌年、文部科学省の委託事業で地域ぐるみの安全ということで、市内の小学校で10会場に分けて保護者や地域の、主に青少年対策地区委員や民生委員・児童委員さんが主でしたけれども、そういう方たちを対象に講習会を開いたものです。

そのときに、小平第八小学校地区で地域のボランティアの皆さんのネットワークが立ち上がりまして、そこから非常に意欲的に地域ぐるみで子どもの安全確保のための活動をしていただけたんですね。そのことが契機で、講師の堀口さんもちょうくちよく小平第八小学校地区に見えますし、それから東京都、当時は生涯学習スポーツ部とっていましたが、今は組織改正で生涯学習部に変更されましたけれども、その都の職員も小平第八小学校地区の取組に関心を持って訪れるようになりました。

それと同時に、民間企業でちょっと名前は忘れていますが、デジタルマップを作成している会社が小平第八小学校地区の校区をすべてデジタル化して、パソコン上で危険な場所ですとか、それから子どもたちが、いわゆる防犯上気をつけなければいけない場所ですとか、そういうところを地図上に落としまして、ネットワーク協議会の方たちが子どもたちの安全のための取組を非常に真剣にしていけるようになったわけなんです。

そこにNTT東日本の方も一緒に参加して、平成17年度だったと思うんですけども、子どもたちの学校を含めて、学校外が主なんですけども、登下校、放課後等の痛ましい事件が続いたために、そういうことはできるだけ地域ぐるみで守ろうではないかということで動きが出始めたようなんです。

それで、いずれは国としてこの事業を展開するような計画が発表されるという話は聞いていたんですけども、具体的には進んでいなかったんですね。それが昨年末、突然、国会審議の中で浮上しまして、総務省が結果的には実施機関になったわけなんですけども。平成18年度の補正予算が通過して、そのICタグ等を使った地域ぐるみの子どもたちの安全を守るためのモデル事

業を推進しようということは決定したわけなんです。そこで総務省はインターネットを通して募集を開始したんですけども、そのときに先ほど言いましたように小平第八小学校地区でNTTやデジタルマップ会社や堀口さんや麻生さんを中心とするネットワークの方たちが、ぜひこのことに取り組んでみたいということで、教育委員会としても事業としては支援するだけの形ですので、いいだろうということで応募をしてみたところ、かなりいい評価を受けて通過したということになったわけです。

これも100分の100総務省が予算を各地域におろして、そこで取り組むということですので、いろんな取り組み方があるんですけども、そういう意味では本当に子どもたちの安全確保というのは大きな課題になっていますし、地域が意欲的に取り組むのであればいいのではないかなということで、実際には、事業主体はNTT東日本と共同でネットワーク協議会の方たちがなさるわけですけども、教育委員会としても学校施設も該当しますと、いってみれば同意者的な形で名前を連ねるということで、NTT東日本が総務省に申請したという経緯がございます。

課題ですとか効果ということですけども、効果は基本的にはこれはICタグを使った子どもたちの登下校や、あるいは公共施設等に行ったときの確認をメールで保護者の携帯電話やパソコンに通知するというシステムですので、このシステムそのものはそんなに難しいものではないし、効果は大変あると思うんですよ。親にしてみれば非常に安心できることだと思います。

ただ課題はいろいろありまして、この児童の見守りに関しては、いわゆるかざすタイプの単にそこを通過したことだけを確認する方法と、それから無線型のICタグを持って常に移動を親が知ることができるような、要するにただ通過すればいいという、かざすのではなくて、そういう方法があるわけです。費用ですとか、それから実際にそれを使ったときの親子の関係や、地域の方たちとのかかわりを考えたときには、無線型で誰にもわからないで通知が行くよりも、いわゆる地域の人といろいろな会話をして交流する中でそういうことができるようなシステムがいいのではないかと、要するに地域の絆をつくるということになるわけなんけども。それで、そのICタグを利用したものを一つの案として計画が進められてきています。

あとこれはかざすタイプですので、子どもがかざさなかったらどうなるかという課題もあります。

それから、本当はできるだけ多くの場所に読み取り機があればいいんですけども、なかなか民間ではそういう場所を提供していただく方も出ないでしょう。公共施設は市が持っている施設であれば、徹底すれば可能ですけども。

説明会の会場で出た課題としては、例えば塾や御稽古等に行っている子どもたちが小平市を出て小平市に帰ってくる、そういう情報も提供してもらえないとか、そういう意見もあったようです。そんなところが課題かと思います。

○小池委員

これは、とりあえずはまず実験をやってみようということなのですね。そのまますぐ実行というわけではないわけですよ。

○坂井教育長

あくまでモデルテストですので、実証を試みようということですね、基本的には。

○堀内委員長

伊藤委員からはいかがですか。

○伊藤委員

今、その要望書を読んで、随分本音として出ていたりとか、これを読むことだけで精一杯なんですけれども。

総務省からの、小平市のこの事業に対してのお金が、7,800万円というふうに以前お聞きしましたけれども、素朴に、何にどれだけかかって、そして足して7,800万円にモデル施行段階でなるのですか。

○坂井教育長

当初、事業主体者から予算計画書はいただいたんですけども、私どもが中身を検討して予算をつけているわけではないですので、ちょっとわかりません。

これをもらったときに、ちょっと見ましたら、大きなところでいうと、システム企画や開発に約330万円くらい必要らしいんですけども、元々NTT東日本はシステムをそのまま持っていますので、システム開発ではなくて企画の方でやはりそれくらいのお金が必要だということでしたね。

それから、この事業をやるためには、さまざまな業者から機材等を取り寄せたり、それから運搬して学校に設置したりだとか工事も含まれてきますので、その辺の金額はやはり330万円くらいかかるとは聞いています。

それから、これは当初は実証期間ですので子どもたちに全部提供しなければいけないわけですね。パッシブ型のICタグ等の代金が大体260万円くらいだと聞いています。

それから、ちょっと私どもはわからないんですけども、機具等がどうもリースやレンタルになるみたいなんですよね、更新していかなければいけませんので。そのリースレンタル料等は大きなお金ではないんですけども、約100万円近くはかかっているようです。

それから、保護者の皆さんやネットワーク協議会の皆さんにさまざまな形で周知活動をしていかなければいけませんので、そういう関係の印刷製本の予算が60万円くらいだとか。

それから、NTT東日本が全面的に全部自分たちでやるだけではなくて、いわゆる再委託会社がどうもあるみたいなんですよね。その再委託のほかにも300万円くらいは計上されていますね。そういうものを全部含めまして、大体7,742万9,000円という予算が出ています。事業内容そのものについてかかわっていないものですから、本当に詳しくはちょっとわかりませんが、そういう形で予算は計上されているというふうに思います。

○堀内委員長

ではそのお金というのは、要するに、この事業の主体はN T T 東日本ということですから、N T T 東日本が使うということであって、その予算を総務省が交付するということになるわけですかね。

○坂井教育長

今、私が読み上げたのは、申請時にN T T 東日本が計画書を立てて総務省に出した予算書ということですから、実際に動くときはまたちょっと変わってくると思います。

○堀内委員長

例えば、いろんな通過地点に置くセンサーの設置だとか、それから、それを要するにリレーで各家庭の携帯に届けるとか、あるいは学校の中継地点みたいなものがあるのかどうか知りませんが、そういったハードを含めてトータルでそのくらいになるというわけですね。

○坂井教育長

そういうことです。

○堀内委員長

いずれにしても、これは市のお金を必要とすることではないし、それから実施主体も市ではなく、企業と、それぞれの地域のみまもりネットワークのようところが、共同してやると考えていいわけですか。

○坂井教育長

そうですね。

○吉田委員

その設置費用等はすべて無料で利用させていただけるということですが、実際にそのI C タグを使う場合に児童一人一枚という形になりますよね。そうなった場合に、金額的には親の負担はどのくらいになるのでしょうか。

それからI C タグを、やはり子どもですから、遊んでいる最中になくすなど、そういうことはどうしても起こると思うんですね。そういった場合に、例えば再度I C タグをつくる時のお金、あるいはI C タグに含まれている個人情報といいますか、当然名前等も入っていると思われるから、そういうことに対する対応というのは、どのようにやっていかれるのかということをお聞きしたいと思います。

○坂井教育長

すべて情報として受けている話の範囲内で申し上げます。

ICタグの金額は、各会場で説明されたのでは300円から500円になっているということなんですよね。この幅があるのは、今年度は実証期間で無料ですけども、翌年度以降希望した方が購入する場合には、300円から500円の範囲ということで、結局どれだけの子どもが参加するかわからないので、それだけの金額の幅を設けているということです。多くの子どもたちが参加すれば300円、もしくはちょっとそれを割ることもあるとは聞いています。

それから紛失した場合ですけれども、これはSuicaと同じようなICチップが入っているカードですので幾らか高いんでしょうね。それでも話によると、各学校に予備カードを置いておくので、そんなに多くの子どもが紛失しないだろうということから予備カードで充当するようにはしていくとは聞いています。そういうふうに説明されたと聞いています。

それから、個人情報のことはよく問題になるんですけども、カードにはIDナンバーが入っているだけで、はっきり言えば全く個人情報は入っていません。例えば姓名、性別ですとか、住所ですとか、電話番号ですとか、血液型だとか、親の名前だとか、そういうものは一切入っていませんので、落として拾われても別に害が及ぶということは全く生じないカードです。

○堀内委員長

ではスケジュールというのでしょうか、もしこの事業を推進するとなった場合には、推進するのは我々ではないんですけども、大体どんなスケジュールで、例えば子どもたちにICタグを持たせるのがいつになるかとか、それから子どもたちの出入を感知するセンサーを設置するのがいつごろになるかとか、大まかな感じのことはわかりますか。

○坂井教育長

当初の計画では一学期中にハード面の整備をして、二学期間は実証期間にしたいというのが、当初の予定だったんですよ。ただここでいろいろな事情があって、ストップがかかっていますので、そこまではやっていません。

ただ、全市的に広めるというのが当初のねらいに入っていましたので、三学期の遅くても半ばには広げないと全市的な活動はできません。今年度使い切る予算ですので。

そういう意味で、その辺の実施については本当にそれ以降ということになれば、相当早急に準備して取り組まないと難しいと思っています。

○伊藤委員

そのスケジュールに関連して、とにかくやってみてというのがどこにも書いてあるわけですけども、その試行期間が終わって、さあどうするかという検討時期はいつになるんですか。

○坂井教育長

それは小平第八小学校ですか。

○伊藤委員

小平第八小学校でも小平第六小学校でも。

○坂井教育長

小平第八小学校のネットワークの方たちも毎月会議を開いていらっしゃいますし、小平第六小学校も学校経営協議会を指定して毎月会議を開いていますので、その中で実際に実証しながら常に検討はNTT東日本とつけ合わせていくんだと思うんです、絶えずね。

結果的に、その実証期間中にそれなりの成果があらわれないとしたら、この事業は三学期に継続するのが逆に非常に難しくなるのですよね。その辺の効果等を含めた実証成果については、絶えず検討していくんだと思っています。

○伊藤委員

絶えず実証していくんでしょうけど、では次はどうするというのをどこかで検討するわけですよ。そのタイミングというか、あくまでもこれがモデル事業、実験だとおっしゃいましたが、それであるならば、やはりその次の段階というのが非常に重要なことだと思うんです。だからそこをいつ検討するのか。絶えず実証研究をしているけれども、最終的にどこで。

○坂井教育長

そういう意味ですね。

最初に説明しましたように、本当は二学期中にすべて実証テストを済ませて、その効果を確認した後に、小平の場合はすべての小学校区に安全見守りのシステムができ上がっていますので、その方たちを交えて導入していくか、していかないかの確認をして、この事業を進行していく予定でしたけれども、今現在本当に全く手をつけていませんので、もし手をつければ予定よりはきっと遅れますけど、この残された二学期の間と三学期の当初にすべての実証テストを済ませた後に、どう展開していくかという確認を、いわゆる市内全部のネットワーク協議会議というのも立ち上げて、その中で確認していかなければいけないと思っています。

○堀内委員長

実証期間と実際に事業化して継続するというときでの、一番大きな違いは、実証をやっている間はただということですね。

事業継続となったら、そこから要するに申し込みをする保護者には、児童が持つICタグについて、例えば、大勢希望者がいれば300円とか、もうちょっと高くなる、あるいは安くなるということがあるということであって、それ以外の負担というのはないと考えていいわけですか。

○坂井教育長

あくまで実証の評価でどうなるかということだと思うんですけどね。実際に無償で提供を受けた保護者が、これは親としても大変安心できる、ぜひこの事業を購入したいということであれば当然、来年4月以降にも、このシステムは継続すると思いますけども、大した効果はない、毎月300円払うほどの成果がないということであれば、この事業の継続は難しくなると思うんですよ。だからそういうのが実証期間になると思います。

それと、先ほどお話に触れましたように、この間全く無料で、4月以降サービスを購入しようとするならばその負担をしていただくことになるわけですがけれども、ハード面の整備はあくまで企業が整備してサービスを提供するというわけですので、行政に負担が来ることは全くないシステムになっています。

○小池委員

いろいろお話を伺っていて、趣旨としては問題があるような感じはいたしません。ただこれは実験の段階ですから、どういうふうになるかというのは、これからの問題だと思います。けれども、やはり今の状態ですと、今年いっぱいくらいに結論、結果を出したいということでございますので、これはもしゴーをかけるとなると、まずこういう問題に対して私どもがはっきりとした形でゴーサインを出さなければいけないのかどうかというのが、よくわからないのですけどね。というのは、一応学校が主体でやっていただけという話のようなので、教育委員会としてこの問題についてストップをかけることはないと思いますけれども、はっきりとした形でゴーサインを出さなければいけないのかどうか、その辺はいかがでございますか。

○坂井教育長

ちょっと非常に難しい項目であるわけですよ。基本的に行政改革から地方分権が進む中で、学校長にかなりの権限を移行しようという動きも出ています。ただ、今の公立学校というのは予算は行政機関が決めて、その中で学校はいろんな事業を展開していくわけですよ。だから、そうすると一般的な財源のない企画を学校が立てて、これをやりたいから予算をつけてくれといってもなかなか難しいところがあるわけなんです。

その事業が非常に成果が期待できて、その効果がずっと継続してその地域の学校に生かされていくのであれば、それは予算の範囲内でそういう事業を許可することもあるかもしれませんけれども、非常に難しいところだと思います。

最近よく他の都市の教育委員会で、いわゆる特色化を進めるというわけで、学校の企画に対して特別に予算を配置するシステムを取り始めているところが非常に多くあります。例えば500万円規模から1,000万円規模のお金を学校長に預けて、新しい事業を展開させるというところもあるわけですがけれども、小平はそういうシステムをとっていませんので、今小池委員から言われたような形で学校が特別的に自分たちの手で企画したときに教育委員会がゴーサインを出せ

るかという、ちょっと無理な面があるわけなんですよね。

ただ今回の場合には、行政予算を全く当てにしていませんので、自分たちで企業と一緒にタイアップしてこの事業を展開しようということですので、予算的にはこれは執行可能になってくるわけですよ。ただそれ以外の問題も、幾つか検討しなければいけないことがあると思います。

○堀内委員長

要は、この事業は地域の学校とか、あるいはみまもりネットみたいな地元の人たちのネットワークですね、そういうところがやるかやらないかを決めるのであって、それについて教育委員会に協力を求めてきているというのが、今回の要望書であろうと私は理解しています。

つまり、教育委員会が全く関与しないという形では、やはり学校を中心にして子どもたちの安全を見守るという事業というのは進めにくいわけですから、そういう意味で教育委員会からは支援をしてほしいという趣旨に私は受け取っています。

いずれにしても、先ほどからずっと伺っていますと、要するに市に財政負担がかかることはない。そして教育委員会としてこれを教育委員会の事業として進めるものでもない。ただ地元と、それから総務省の予算でNTTが実験的にやってみたいと言っているその事業に、地元の人たちが御協力をお願いしますということであれば、私たちとしてはこれに何ら反対する理由はないかねてから考えていたわけです。いろいろといきさつがあって、市当局がこの事業から撤退したいという御意向を伺ったものですから、先ほどの小平第八小学校地域を含めてちょっと動揺が起こっているんです。しかし彼らとしてはこれをやりたい。その意向を踏まえて、私たち教育委員会としては、これを支援するかどうかについての意向を表明すれば十分ではないかと私は思っています。

子どもの安全というのは現下の緊急課題でもありますし、それを単に学校警備員を雇うとかという、「点」の警備ではなくて、むしろ子どもたちが動いているのを電子的に把握して親が安心できるシステムを推進しようということ自体は、私はまことに結構だと思っております。

そういう意味で、今回のこの要望については、私は前向きに受け止めたいと思っているのですが、皆様はいかがでございましょうか。

○小池委員

いいと思います。

○堀内委員長

もしそういうことで御賛同いただけるようでしたら、これを事務局の方で次回の8月の定例委員会に議案としてまとめて御提出をいただいて、その上で委員会としての決定にいたしたいと思っております。

今回は、教育委員会側としては前向きに対応したいと考えておりましたところに、市当局の別な意向が伝わってきたということで、いささか混乱というのか、動揺がありました。しかし教育

行政に関連しては、この教育委員会制度というものの趣旨からかんがみまして、教育にかかわる事業についての、まず第一義的な検討あるいは決定の権限は、独立の行政機関であります教育委員会にあると私は理解しております。

したがって、もちろん予算等を伴って市当局にこれを認めていただかなければ、どうにもならないという事業については別でございますけれども、私たちは教育委員会としての独自性を維持しながらやってまいりたいと思います。今回の教育三法の改正等でもいろいろと論議されました教育委員会の形骸化にどう対処するかという問題もありますが、それについていえば私たちが主体的にいろいろと考え建議し、提案し行動していくということが、市民からも求められていると思っております。

そういう趣旨を御理解いただきまして、この件については先ほど申し上げましたように、次回の定例委員会の議題として取り上げてまいりたいと思います。

○坂井教育長

ちょっとその辺、留意してほしいことがあるんですけどね。

例えば、これから学校支援というのを、さまざまな形でさまざまな団体が進めていく機会が増えていくと思うんですよ。現にもう東京都の生涯学習審議会の方でも学校支援ファンドをつくるべきだという案が審議・検討されているわけなんですよね。その学校支援ファンドというのはまさに民間や個人の方たちや、ほかの方たちも含めてでしょうかね、学校のための原資を募って応援しようということなんですけども。ではお金が集まったから何でもやっていいかという、またこれもちょっと問題になると思うんですよ。

だからこういう場合、これから学校現場が変わり、教育委員会の行政、教育委員制度も含めて変わるときに、本当にそれが子どもたちのため、保護者のため、地域のためであり、継続的にきちんと取り組んでいかなければいけないことなのかどうか、その辺を一つ一つ確認しながら教育委員会で審議していかないと、難しい問題も出てきそうな気がするんですよ。

ぜひその辺は、慎重に協議して行きたいと私も思っております。

○伊藤委員

坂井教育長のおっしゃるとおりで、確かに一つ一つ慎重でない。またこういったモデル事業というものはくせ者で、最初はとにかくお金はかからないわけですよ。でもモデル期間が終わった後が、ではそのまま続行となったときに、大変なわけですよ。

世の中には、モデル事業を引っ張ってきて実績をつくって、次にその施行期間が終わったら予算をつけざるを得ないようにするというやり方もあると聞きます。別にこれはそうではないんですけども。今回のこともいろいろ考えますと、今、市がお金を出す必要はないということがありますが、いざ有料で始まった場合に、これはあくまで仮定ですけども、3人子どもがいれば900円ですか。そういったことが生じてきた場合、子どもの安全は行政が責任を持つてすることではないか、なぜ補助しないんだといった、声も出てくるかと思うんです。

そういった場合、やはり行政はお年寄りの福祉とか、そういうことと並んで子どもの安全を考えないわけにはいかない。そうした場合、小平に9,400人以上の児童がいるわけですよね。年間半分を補助しても千何百万円ですか、ちょっとすぐに計算ができませんが。それを責任を持って長期的に保証していくとなると大変です。そうした場合、中長期的に考えた場合、やはり市として慎重になるということも理解できるところがございます。

それと、やはり市としても、教育委員会としても、一体となって子どもの安全に対して対策を講じていくということにおいては、GPSがいいか、ICタグがいいか、あるいは私立なんかで両方やっているところもありますけれども、そういった、どういった形にするかということを検討策定したり、それから業者についても埼玉県の蕨市はシステムの構築はネットコムがやって、ネットワークは地元の蕨ケーブルビジョンというところがやったりしているんですが、そういった地元の産業振興ということも含めて、計画的に考えなくてはいけないとも思います。

今回地域の人の熱意でこういうことが始まったのは非常にいいことかと思いますが、坂井教育長がおっしゃるように、やはりいろいろと、そんな絡みで一つ一つのことに我々も重い責任を持って慎重に検討していくのがいいと思います。

○堀内委員長

坂井教育長、それから伊藤委員からの御指摘も含めまして、次回の委員会でまたお話し合いを持ちたいと思います。

以上で、この協議事項を終了いたします。

次に、教育長報告事項（9）、並びに議案第8号及び第9号でございますが、これは先ほど申し上げましたとおり、個人のプライバシー等を含んだ内容でございます。したがって、これらにつきましては、非公開で審議したいと存じます。

採決は挙手で行います。

お諮りします。ただいま申し上げました議案等について、非公開で取り扱うことに賛成の方は挙手を願います。

—賛成者挙手—

○堀内委員長

挙手全員ですので、賛成が3分の2を超えております。非公開と決定いたしました。

関係者以外の方は、御退席を願います。

大分今日は審議時間が延びまして、ただいま15時30分でございます。これより15分の休憩をとりたいと思います。

午後3時30分 休憩